

熊本市建築審査会運営実施要領

制定 平成29年10月12日熊本市建築審査会決裁

改正 平成30年 3月23日熊本市建築審査会決裁

令和 2年 8月28日熊本市建築審査会決裁

(趣旨)

第1条 この要領は、熊本市建築審査会の会議（以下「会議」という。）の運営に関して必要な事項を定めるものとする。

(公開の基準)

第2条 会議は原則公開する。熊本市建築審査会条例（昭和46年3月15日条例第9号）第7条ただし書きに規定する、秘密会とする事項は、次のとおりとする。

- (1) 熊本市情報公開条例（平成10年4月1日条例第33号）第7条各号に該当する事項について審議を行うとき。
- (2) 会議を公開することにより、公正又は円滑な審議が著しく阻害され、会議の目的が達成できないと認められるとき。

(傍聴)

第3条 会議の開催日、会場、付議予定案件、傍聴申込手続きについては、事前に告示をするものとする。

2 会議を傍聴しようとする者（以下「傍聴人」という。）は、会議当日、会議の開会までに事務局に申し出、傍聴券（別紙様式第1号）の交付を受けなければならない。

3 傍聴人は、係員の指示に従い、会議予定時刻5分前迄に入場するものとし、以降はいかなる事由があっても会場に入ることはできない。

(傍聴人の遵守事項)

第4条 傍聴人は、傍聴席において、次に掲げる事項を守らなければならない。

- (1) 会議中の私語、談話はしないこととし、拍手その他の方法により、賛成、反対の意向等の意思表示をしないこと。
- (2) はり紙、旗、人に危害を与えるおそれのあるもの、その他会場に持ち込むことが不相当であると認められる物品を携帯しないこと。
- (3) たすき、はちまきの類を身につける等、示威的行為を行わないこと。
- (4) 写真撮影、録画、録音、その他のこれらに類する行為を行わないこと。
ただし、あらかじめ審査会が許可した場合は、この限りではない。

- (5) 携帯電話等の通信機器や、音の出る機器等は使用しないこと。
- (6) 飲食、喫煙をしないこと。
- (7) その他会議中の秩序を乱し又は、議事を妨害するような行為をしないこと。

(審議会の秩序の維持)

第5条 会長は、傍聴人が前条の規定に違反した場合は、退場させることができる。なお、会長が退場を命じたときは、傍聴人は、速やかに退場しなければならない。

(会議録等)

第6条 会長は、書記をして、審査会の議事について、次の各号に掲げる事項を記載した会議録を作成させるものとする。

- (1) 会議名
 - (2) 開催日時及び開催場所
 - (3) 出席者
 - (4) 議題
 - (5) 公開・非公開の別
 - (6) 非公開理由
 - (7) 傍聴人数
 - (8) 議決事項及び議事概要
 - (9) その他会長又は審査会が必要と認める事項
- 2 会議録は、出席委員の確認により確定する。
- 3 第1項の規定により作成された会議録は、不開示情報に関する部分を除き公開する。ただし、第2条各号において秘密会とされた会議のほか、審査会が公開を不相当と認める会議の議事録については、この限りではない。

附 則

この要領は、平成29年10月12日から施行する。

附 則

この要領は、平成30年4月 1日から施行する。

附 則

この要領は、令和 2年8月28日から施行する。

配布日 年 月 日

開催日 年 月 日

傍聴券

No. _____